

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) 基本的な考え方

企業の社会的責務が高まる中で、コーポレート・ガバナンスの重要性はますます高くなってきております。

この様な中、当社といたしましても、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題であると認識し、経営環境の激しい変化に対応すべく、経営の効率化・透明性、意思決定の迅速化、経営監督機能を充実するための整備を進めております。また、企業倫理向上及び法令遵守等のコンプライアンスの強化にも努めております。

(2) 基本方針

株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に努めます。

株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創出のためには、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、当社の社会的責任を踏まえた「経営理念」を制定しております。取締役会は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理等について、「アイ・テックグループの誓い」を策定し、当社グループに属する役員および従業員に、広く啓蒙します。

適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その考えを実践するため、法令や証券取引所規則に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ等で開示を行います。

取締役会の責務

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組みます。社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役は過半数の社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。加えて、取締役の評価について、社外取締役や監査役がガバナンス委員として中心的な役割を担うことで、取締役がその役割や責務を適切に果たされる環境を整備します。

株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的かつ建設的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、経理部をIR担当部署とし取締役管理本部長が所管し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るための株主や投資家との対話の場を設けることに努めております。また、株主や投資家からの取材にも積極的に応じます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

(補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳)

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

(補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示)

当社は、性別や国籍等にとらわれる事なく活躍できる環境を重視しており、女性・外国人・中途採用者等多様性の確保に注力しております。現状の各指標は下記となっております。

女性従業員比率	23.4%	女性管理職比率	5.7%
中途採用者従業員比率	77.5%	中途採用者管理職比率	85.9%
外国籍従業員比率	1.4%	外国籍管理職比率	1.4%

上記の各指標を検討の結果、中途採用者については、積極的な人材確保から十分な値となっており、女性及び外国籍を重点に、下記を数値目標と定め、人材確保、人材育成及び社内環境整備に努めて参ります。

女性従業員比率	30.0%	女性管理職比率	10.0%
外国籍従業員比率	3.0%	外国籍管理職比率	3.0%

(原則3 - 1 情報開示の充実(4)経営陣幹部・取締役・監査役候補の選解任・指名の方針と手続)

取締役候補者については、人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として決定します。また、社外取締役ににつきましては更に経営、財務・会計、法律等の専門的な知見を有する方を候補者として決定しております。

監査役候補者についても、人格及び見識等を十分考慮のうえ、会計や税務等専門的な知見を有する方を候補者として選定し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて候補者を決定しています。

取締役がその機能を十分に発揮していないと認められる場合は、事前に社外取締役に解任理由等を説明し、意見を勧告した上で取締役会にて決議し、株主総会に付議いたします。

(原則3-1 情報開示の充実(5)個々の経営陣幹部・取締役・監査役候補の選解任・指名についての説明)

取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会参考書類の議案に略歴等を説明し開示いたします。取締役・監査役の解任につきましてはその理由等を開示いたします。

(補充原則3-1 海外投資家等の比較等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進)

英文での情報開示については現在のところ行っておりませんが、株主構成を勘案する等した上で、今後の課題として検討して参ります。

(補充原則3-1 自社のサステナビリティについての取組みに関する開示)

現状、自社のサステナビリティについての取組みや人的資本や知的財産への投資等を開示できる状況にはありませんが、今後、開示に向けて検討して参ります。

(補充原則4-1 中期経営計画の実現に向けた最善の努力及び未達の場合の対応、次期計画への反映)

当社は、激しく価格変動をする鋼材を主要な販売品目としており、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定しておりません。一方単年度予想と実績との乖離に関しましては、常に経過観察を行い、適時開示を通じて株主を含むステークホルダーに対し説明を行っております。

(補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督)

当社では、最高経営責任者(代表取締役社長)等の後継者育成計画の運用状況としては、経営理念や経営戦略を踏まえて早期に経営幹部への登用を行い、経営への関与を通じて適切に行われていますが、今後さらに手続きの客観性・適時性・透明性を高めるため検討して参ります。

(補充原則4-2 取締役会による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督)

当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の策定に向けて検討中です。

(補充原則4-3 公正かつ透明性の高い手続きによる経営陣幹部の選解任)

取締役会は、経営陣幹部の候補者の選定過程において、取締役会における選任の方針に照らして十分に議論を重ねて判断しております。しかしながら、会社の業績等の評価に照らし当該選任方針にそぐわないと判断された場合には、取締役会において独立社外取締役の意見等も踏まえ、適時適切に解任の是非について議論を行って参ります。

(補充原則4-3 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立)

当社では、独立した諮問委員会等を設置しておりません。また、CEOを解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。万が一CEOが法令・定款等に違反し当社の企業価値を著しく毀損した場合や長期業績悪化等、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で決議する事となります。

(補充原則4-8 独立社外取締役による客観的な立場に基づく情報交換・認識共有)

当社の独立社外役員のみによる定期的な会合等は特段開催しておりませんが、取締役会以外においても、業務執行取締役との個別のミーティング等を通じて、独立的・客観的な立場での情報収集や認識共有が図られております。

(補充原則4-10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置、指名・報酬等の検討におけるそれら委員会の関与・助言)

当社は、任意の指名・報酬委員会等の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討にあたっては5名の独立社外役員から適切な関与・助言を受けており、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。しかしながら、より手続きの客観性・適時性・透明性を高めるために、今後、指名・報酬等諮問委員会等の設置を含め検討して参ります。

(原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、取締役の員数を10名以内と定めており、そのうち複数名の社外取締役を選任すること、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えている取締役によって構成することとしています。現在の取締役8名(うち独立社外取締役3名)は全て日本国籍の男性取締役であります。第59期から第62期の4期に渡り外国籍の女性が取締役に就任しております。現状では適任者が不在のため、女性取締役等は就任しておりませんが、ジェンダーや国際性面での多様性の確保に留意しております。

また、監査役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、特に財務・会計に関する専門性を有する者を1名以上選任します。員数は、定款の定めに従い、会社法の定めによりうち半数以上を社外監査役とします。

(補充原則4-11 取締役会にて必要なスキルの特定、取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方、取締役の有するスキル等の組合せ、選任に関する方針・手続の開示)

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役は4名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識・経験・能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。これに基づき、性別、年齢、国籍等の多様性に配慮し、総合的に適材適所の観点から選定しております。なお、現在の独立社外取締役3名は、他社での経営経験を有しておりますが、今後、選任の際には検討して参ります。さらに、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行って参ります。

(補充原則4-11 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示)

当社は、第三者による取締役会へのアンケート形式による取締役会の実効性評価を2022年3月に行い同年4月に調査結果を受領しております。この中で補充原則4-11、補充原則4-2、原則4-14及び補充原則5-1等について改善の余地がある事が確認されました。今後、これらの課題に対して、取締役会において議論を行い改善に努めて参ります。

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社グループは、財務体質の強化と安定的な収益確保を目指すと共に、持続的な成長に向けた積極的な投資と株主への業績に応じた利益還元を両立を資本政策の基本的な方針としています。それらを実現するための、客観的な指標としましては、自己資本比率は連結・個別共に40%以上、売上経常利益率5.0%以上、株主資本当期純利益率4.0%以上を目標としております。

これらの目標達成に向けて、具体的な方策等を検討し継続的に決算短信や有価証券報告書に開示して参ります。

(補充原則5-2 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況についての説明)

当社は2つの事業ポートフォリオを有しておりますが、事業の関連性が非常に強く概ね単一事業に近い状況となっております。したがって、

事業ポートフォリオに関する基本的な方針は定めておりません。
今後、取締役会において検討の上、開示に向けて取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

(原則1-4 政策保有株式)

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)につきましては、取引先及び当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断された場合のみ、限定的に取得・保有するものとしております。これらの政策保有株式については、個別に中長期的な視点からの成長性、収益性、取引関係強化等と保有に伴う便宜と資本コストに見合う収益性を考慮し会計年度毎に検証し、保有の適否を判断しております。2021年度においては、この検証の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認いたしました。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと判断された場合には売却を行い、縮減をして参ります。政策保有株式に係る議決権行使につきましては、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかという観点から総合的に判断しております。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、当社役員及び主要株主等との取引を行う場合には、社外取締役を含む取締役会の承認事項とし、取引の必要性や取引条件の妥当性等について確認しています。また、当社取締役及び監査役に対し、年度ごとに、本人もしくは第二親等内の親族(所有会社とその子会社を含む)と当社もしくは当社子会社間の取引について確認を行うとともに、会計基準に従い、有価証券報告書において開示しております。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のためライフプラン支援規程を設けるとともに確定拠出年金制度を導入しています。運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供を行っております。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 当社の社是、経営理念、経営ビジョン

当社の社是は「地味に質素に」、「気配り、思いやり」、「心強く、大きく」を掲げております。

経営理念

幅広い鉄鋼製品の販売及び加工を通じ、社会に貢献する。

経営方針

当社グループは、鉄の専門商社として幅広い鉄鋼製品の販売及び加工を通じ、社会に貢献することを経営理念としております。この経営理念に基づき、お客様のニーズに合った商品・サービスを提供することにより、事業の発展と企業の健全な成長を図ると共に、社会・顧客・株主に信頼される企業を目指しております。

経営戦略等

当社グループは、鉄の専門商社として、また鉄鋼製品メーカーとしてお客様のニーズにあった高付加価値商品・製品の提供と、それらの即納体制の充実を目指して活動しております。なお、これらの幅広い鉄鋼建材商品の更なる取扱量の増加を目指し、ゼネコン及び商社等より鉄骨工事を請負い、子会社・協力会社のファブリケーターにて加工し、現場での組立・施工を含めた対応を行っており、鋼材流通業に加えて、建設業としても鉄鋼製品の商品・サービスを提供しております。連結経常利益50億円を目指し、将来的には売上高1,000億円を目指して参ります。当社グループは、財務体質の強化と安定的な収益の確保を目指すと共に、株主を意識した経営を心がけており、具体的には財務の健全性の指標として自己資本比率は連結決算・個別決算共に40%以上を確保する事に加え、収益指標として売上高経常利益率5.0%以上を安定的に確保し、また、株主価値の増大を数値的に判断できる株主資本当期純利益率(ROE)4.0%以上を目標としております。

以上については、当社ホームページ及び有価証券報告書において公表しております。

www.itec-c.co.jp/information/philosophy.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の決定方針につきましては、2021年2月19日の取締役会において決議し、2021年6月29日及び2022年7月25日の取締役会において一部改訂の決議をしております。

取締役の個人別の報酬等(固定報酬)の額または算定方法の決定方針

・月額固定報酬については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して、代表取締役2名の合議により決定する。

・賞与分については、原則として月額固定報酬の2ヶ月分とする。

・役員が業務の都合により、寮・社宅の借受ける場合、個人負担分については、固定月額報酬に加算する。

業績連動報酬等がある場合

該当事項なし。

非金銭報酬等がある場合

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。

・毎年7月の定例取締役会を割当決議日とし、満65歳以下の常勤取締役に対し割当を行う。

・報酬の算定方法は、当該年度の月額固定報酬の2ヶ月分を割当決議日の2週間程度前の株数検討資料作成時の株価で割り100株単位に切り上げて、株数を算定する。

固定報酬等()、業績連動報酬等()または非金銭報酬等()の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針

取締役の個人別の報酬等の額の全体に対する割合については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して決定しているため特段の定めはない。

取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

・月額固定報酬の支払時期は毎月末とする。

・全額を金銭報酬とする。

・固定報酬の賞与分についての支払時期は従業員の賞与支給と同様とし、全額を金銭報酬とする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役(社長等)に委任するときは、当該取締役(社長等)の氏名または地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

取締役の個人別の月額固定報酬額の決定は、経営に対する責任度合い、経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、独立社外取締役に事前確認を行い、その意見を踏まえた上で、代表取締役 大畑榮一及び代表取締役 大畑大輔の合議とする。なお、決定直後の取締役会にて社外取締役の承認を得るものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法(を除く)

該当事項なし

その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項
該当事項なし

(補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示)

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議書による常勤取締役決裁によっております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、職務分掌規程、職務権限規程及び職務権限細則により明確化しており、必要に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準として、独立役員である社外取締役の候補者を選定しています。その上で、透明度の高い経営、客観的かつ中立的な経営体制の確保を行うため、専門分野に関する幅広い経験、見識を有し、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を社外取締役として選任しております。

(補充原則4 - 11 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況)

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

(補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示)

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し取締役及び監査役の職務遂行を支援しております。また、社外役員に対し、保有資産の視察及び経営幹部との情報共有・意見交換の場を設けております。とりわけ、社外監査役に対しては、たな卸等を通じ監査監督業務を果たすために必要な支援を行っております。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、経理部をIR担当部署とし取締役管理本部長が所管しております。

経理部は、総務部等のIR活動に関連する部署と日常的な部署間の連携を図っています。株主や投資家に対しては、当社施設見学やスモールミーティングには積極的に対応しております。

それらで得られる株主の意見等は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社OEホールディングス	3,076,984	39.38
大畑 大輔	1,060,220	13.57
原口 桂	528,396	6.76
山下 仁美	512,144	6.55
株式会社静岡銀行	385,280	4.93
スルガ銀行株式会社	375,000	4.80
大畑 榮一	355,544	4.55
芥 好夫	160,000	2.05
岡谷鋼機株式会社	98,000	1.25
アイ・テック従業員持株会	78,984	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無

大畑 大輔

親会社の有無

なし

1. 上記大株主の状況は、2022年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式1,185,726株があります。また、割合につきましては、自己株式を除いて算出しております。
3. 株式会社O Eホールディングスは、当社代表取締役会長大畑榮一、その次男であり当社代表取締役社長大畑大輔及びその親族が直接または間接に全株式を所有する資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、当社役員及び主要株主(支配株主を含む)等との取引を行う場合には、社外取締役を含む取締役会の承認事項とし、取引の必要性や取引条件の妥当性等について確認しています。また、当社取締役及び監査役に対し、年度ごとに、本人もしくは第二親等内の親族(所有会社とその子会社を含む)と当社もしくは当社子会社間の取引について確認を行うとともに、会計基準に従い、有価証券報告書において開示しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小松 三朗	その他											
中村 光央	弁護士								○			
今津 泰輝	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 三朗	○	過去に当社及び連結子会社の取締役並びに監査役を歴任されておりますが、2006年6月退任しております。	長年の取締役及び監査役の経験から、会社経営や監査実務等において精通しており、また、鉄鋼流通加工業界についても深い造詣を有しております。これらの幅広い知識・経験を活かしていただけると判断しております。 なお、独立役員の属性として取引所が規程する項目に該当するものはなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断いたします。
中村 光央	○	所属する弁護士法人と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。取引金額については僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、かつ独立役員の属性として、取引所が規程する項目に該当するものはなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断いたします。
今津 泰輝	○	――	弁護士としての経験・見識が豊富であり、会社法や企業のリスクマネジメント等に精通しており、企業経営の諸問題に対し適切な解決策をご提案いただけるものと期待しており、取締役会の監督機能の強化に貢献していただけると判断いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室から常に監査の状況について報告を受けると共に、監査役及び内部監査室で定例ミーティングを毎月開催し監査状況等の情報共有を行っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人の三者で、毎四半期に1度、監査状況等の報告や監査計画等に関する協議を行う定例ミーティングを開催しております。

なお、2022年6月より、監査役監査が実効的に行われるよう監査役事務局スタッフ1名を配置しております。

内部監査につきましては、2022年4月に1名増員をし、専任者が内部監査計画に基づき、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を検討・評価し、会社財産の保全並びに経営効率の推進を図っており、内部監査の報告につきましては、代表取締役社長に報告すると共に、監査役、総務部・経理部を中心とした内部統制部門とも情報を共有し、内部統制の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西野 彰	公認会計士													
粕谷 興博	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西野 彰	○	税理士法人西野総合会計の代表社員、また、静岡監査法人に属する会計士であります。当社と同税理士法人及び監査法人との間には利害関係はありません。	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見識に基づき客観的・中立的な立場から経営の公正・透明性を監督でき、かつ一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断する為、独立役員として指定するものです。
粕谷 興博	○	税理士事務所を開業しておりますが、当社との間には、利害関係はありません。	国税局勤務の後、税理士事務所を開業しており税務行政等の豊富な経験から適任と判断しております。また、独立役員の属性として、取引所が規程する項目に該当するものではなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断する為、独立役員として指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会における決議に基づき、役員報酬体系の見直しに伴い役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役(社外取締役を除く)を対象に株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。また、2015年10月14日、2016年9月7日及び2017年9月13日に3度のストックオプションの付与を行っております。

なお、2018年6月28日開催の第59期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度の導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

株主総会において報酬総額を決定しており、事業報告書及び有価証券報告書において開示しております。

2021年度の支払額は下記のとおりです。

取締役を支払った報酬 10名 361,628千円

監査役を支払った報酬 3名 10,542千円

なお、上記報酬には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額、ストックオプション報酬額及び譲渡制限付株式報酬額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を2021年2月19日開催の取締役会において決議し、2021年6月29日及び2022年7月25日開催の取締役会において一部改訂の決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

(1) 基本報酬に関する方針

- ・月額固定報酬については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して、代表取締役2名の合議により決定する。
- ・賞与分については、原則として月額固定報酬の2ヶ月分とする。
- ・役員が業務の都合により、寮・社宅を借受ける場合、個人負担分については、固定月額報酬に加算する。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

該当事項なし。

(3) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。

- ・毎年7月の定例取締役会を割当決議日とし、満65歳以下の常勤取締役に對し割当を行う。
- ・報酬の算定方法は、当該年度の月額固定報酬の2ヶ月分を割当決議日の2週間程度前の株数検討資料作成時の株価で割り100株単位に切り上げて、株数を算定する。

(4) 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額の全体に対する割合については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して決定しているため特段の定めはない。

(5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・月額固定報酬の支払時期は毎月末とする。
- ・全額を金銭報酬とする。
- ・固定報酬の賞与分についての支払時期は従業員の賞与支給と同様とし、全額を金銭報酬とする。

(6) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の月額固定報酬額の決定は、経営に対する責任度合い、経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、独立社外取締役に事前確認を行い、その意見を踏まえた上で、代表取締役会長大畑榮一及び代表取締役社長大畑大輔の合議とする。

なお、決定直後の取締役会にて社外取締役の承認を得るものとする。

2. 当社の役員の報酬等に関する株主総会決議の内容

当社の取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第60期定時株主総会において、取締役の報酬額を賞与を含めた報酬として年額5億円以内と定めております。

また、2018年6月28日開催の第59期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、報酬額は年額2億円以内と定めております。なお、業績連動報酬制度等は導入しておりません。

当社の監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第35期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額250万円以内と定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役に対しては総務部が取締役会事務局として対応しております。社外取締役に対する情報伝達や役員としてトレーニングのサポートも総務部が対応しております。

監査役に対しては監査役会事務局1名を専任配置し、監査役監査が実効的に行われるようサポートしております。社外監査役に対する情報伝達体制につきましては、常勤監査役及び監査役会事務局より随時情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役8名(内、社外取締役3名)で構成され、環境変化に対し迅速な経営判断ができるよう少人数の体制としており、原則月1回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。また、機動的な取締役会体制構築を目的に取締役の任期を1年としております。2021年度における取締役会は臨時取締役会を含めて18回開催され、平均出席率は取締役90.2%、監査役83.3%となっております。

監査役会については、監査役3名(内、社外監査役2名)が選任され、法令、定款及び監査役会規程、監査役監査基準に基づき、監査方針、監査計画を策定して監査業務を行っております。2021年度における監査役会は12回開催され、監査役の平均出席率は100.0%となっております。また、会計監査は太陽有限責任監査法人に依頼しております。

その他の機関として、経営会議を適宜開催しており、本社常勤の取締役及び組織上の重要ポストに位置する管理職が出席して業務執行並びに進捗度合いの検討と情報の共有を行っております。

なお、企業経営及び日常業務に関し必要に応じて、顧問弁護士、会計監査法人などの専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しております。

当社の企業統治につきましては、会社法における法定の機関以外に任意の委員会等は設置しておりませんが、取締役は少人数であり、機動的な取締役会の開催と共に活発な意見交換がされております。

また、社外取締役による経営の意志決定及び業務執行状況の監視に加え、監査役についても、取締役会への出席等を通じて取締役の業務執行状況の監査を行っております。以上のことから、取締役会及び監査役会は十分に機能しており、適切なコーポレートガバナンス体制が確保できていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様様に議案を充分ご検討いただけるよう、株主総会招集通知の早期発送に取り組み、2022年6月29日開催の第63期定時株主総会招集通知は、法令の定めより7日早く2022年6月8日に発送いたしました。
その他	各方面からの招集通知の早期電子的開示の要請から、本年度につきましては2022年6月7日に東証及び当社ホームページの「株主・投資家の皆様」に株主総会招集通知を掲示しております。 また、株主総会におきましては、ビジュアル化を行い、ご出席いただいた株主様によりわかりやすい総会運営を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・適時開示資料などのIR資料を迅速に開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当責任者は、管理本部長が担当しており、IR担当部署は、経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[1] 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、2006年5月の取締役会において、内部統制システムを適正に機能させるため、内部統制体制基本方針書を決議し、その後2008年3月及び2015年4月に見直しを行い再決議しております。なお、内容につきましては、下記の通りとなっております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンスマニュアルを作成し当社グループの役員及び使用人に周知を呼びかけ、法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範を倫理規程、就業規則等に規定する。
- (2) 当社の内部監査室は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社及び子会社に対する内部監査を実施する。
- (3) 当社は、2022年4月より当社及びグループの役員、従業員、派遣社員、委託社員を対象に専用外部通報窓口「アイ・テックほっとライン」を開設し、新たな内部通報制度の運用を開始しております。

2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社及び子会社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (2) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスクに対して責任を持つとともに、全社的なリスクに対しては、必要に応じ委員会を設置し、総合的な対応を図る。
 - (3) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、当社及び子会社の役職員に周知する。
 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、毎年度の経営方針・計画の確実な遂行に向け、各部門の目標を適切に管理し、経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時報告・確認する。
 - (2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。なお、取締役会の運営改善を目的に、取締役会の報告事項及び付議事項の見直し、コンプライアンス、内部統制及び内部通報等に関する事項を、報告事項及び付議事項として追加したうえ、2022年4月22日開催の取締役会において、取締役会規程の改訂に係る決議を行っております。
当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受ける。
 - (2) これらの運用を明文化するために制定した「関係会社管理規程」に則して管理運用する。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。
 7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うこととする。
 - (3) 当社又は子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。
 8. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
 10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (2) 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。
- [2] 内部統制システムの整備状況
当社は、内部統制システムの整備のため内部統制プロジェクトチームを組織し、兼任者2名体制にて整備を進めており、進捗状況につきましては、随時、取締役会及び監査役会に報告しております。また、平成20年より内部監査室を設置し、専任者が内部監査計画に基づき、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を検討・評価し、会社財産の保全並びに経営効率の推進を図っております。なお、2022年4月に1名を増員し、内部監査部門の体制強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求・妨害行為等には毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。この方針に従い以下の体制を整備しております。
1. 総務部を反社会的勢力対応部署とし、所轄警察署、企業防衛対策協議会及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携をとっております。
 2. 静岡県企業防衛対策協議会に加盟し定期的に行われる情報交換会への参加や事務局より発行される資料等により関連情報の収集に努めております。また、収集された関連情報は、随時、役員・従業員に周知を図り、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に正確な情報を適時適切に開示することが上場会社の果たす責任であると認識しております。そのため、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事項、発生事項、決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示に努めております。

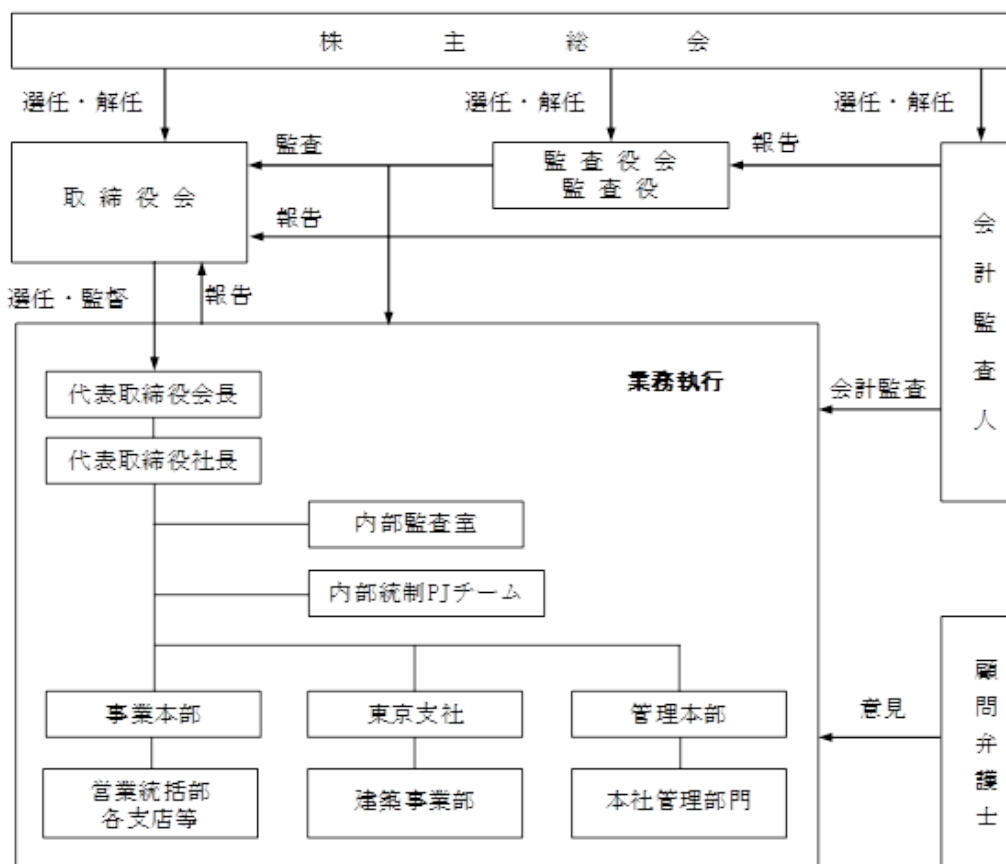
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報開示担当部署を経理部とし、管理本部長を情報取扱責任者として、開示情報の一元管理を行っております。

当社及び子会社において適時開示を必要とする会社情報が発生した場合には

- (1) 当該部門責任者及び子会社の責任者が総務部又は経理部に報告。
- (2) 情報取扱責任者の管理本部長が情報の収集及び確認を行い、適時開示を代表取締役社長に報告。
- (3) 取締役会において適時開示の決議を行う。
 - a 「決定事実に関する情報」については、取締役会により重要事項の決議が行われた時点においては速やかに適時開示を行います。
 - b 「発生事実に関する情報」については、会社がその発生を認識した時点で情報取扱責任者の承認後適時開示を行います。但し重要事実のうち法律の定めのあるものその他重要なもので取締役会の決議が必要なものにつきましては、取締役会決議を経て適時開示を行います。
 - c 「決算に関する情報」については、経理部が決算開示資料等(決算短信・四半期決算短信)を作成し、取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。

㈱アイ・テック コーポレート・ガバナンス体制の概要図



(株)アイ・テック グループの適時開示体制の概要図

